

資料1 危険木に対応する自治体の施策の例

自治体名	条例、事業名	主な内容
山梨県 富士川町	林地内危険木防災対策に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の生命及び財産を保護するため、危険木の除去等の防災対策に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全及び良好な生活環境を確保することを目的 ・森林所有者等は適正管理をしなければならない ・町は立入調査、指導・助言、勧告、命令及び行政代執行できる
岐阜県 下呂市	道路沿いの樹木伐採補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公道沿いの危険木の伐採を促進し、台風や豪雨等の際に倒木により道路が通行止めとなることを防ぐため、樹木伐採に係る経費の一部を補助 ・補助対象…土地所有者、自治会等 ・補助額…3/4以内、75万円以内
秋田県 八峰町	安全安心まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害などによる空き家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な構造物の除却や改修工事、危険木の伐採等に対して補助 ・対象…補助対象物の所有者・相続人、それらから委任を受けた者 ・危険樹木の工事補助…1/2、20万円以内 ・空家(上限50万円)、ブロック塀(上限30万円)との併用可
神奈川県 葉山町	危険木伐採工事費等助成	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域などの土地において、倒木被害から町民の生命・財産を守ることを目的として、危険木の伐採に係る費用について補助 ・対象危険木…土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊を基準として指定されている土地にあり、直径20cm以上かつ樹高5m以上で、倒木した際住宅に被害を与える恐れがあるか道路の交通に支障のある場合 ・対象…土地所有者または土地管理者 ・補助額…1/2、10万円以内
京都府 京都市	危険木伐採支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や民家等に隣接する森林で、豪雨や台風等により倒木し、市民生活に影響を及ぼす恐れのある危険木を、自治会等が未然に伐採する経費の一部を補助 ・対象…所有者、危険木により住居に直接的な被害を受けるおそれのある者、町内会等、森林組合 ・補助額…3/4以内、一筆あたり30万円以内
長野県 飯田市	危険木伐採事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する道路、河川及び水路において、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木(※立木または倒木)を伐採及び除去する事業に補助金を交付 ・対象…土地の所有者・管理者、まちづくり委員会の長が認める公共的団体 ・補助額…1/2以内、15万円以内

資料2 危険木に関する住民向け情報発信の一例 - 福島県郡山市「市道に張り出した樹木の伐採・剪定を！」

危険木の土地の所有者に適正管理を呼びかけ

関係法令等の規定を紹介

市道に張り出した樹木の伐採・剪定を！ 郡山市公式ウェブサイト 1/2 ページ

市道に張り出した樹木の伐採・剪定を！

宅地や会社敷地から道路に樹木が伸びると、風通しが悪くなり、腐敗などの原因による交通事故の原因になってしまいます。樹木の管理が不十分であると、風雨や樹木の枯死等による倒木等が発生し、交通の妨げとなるだけでなく重大事故に繋がる恐れもあります。私有地から張り出した樹木は、土地所有者に所有権があるため、市で伐採・剪定できません。また、所有地の樹木等が原因で道路上の事故が発生した場合は、所有者の責任が問われる場合があります。

普段の管理はもとより、強風や大雨、隣地の後には倒木による危険もありますので、特に注意していただき、適正な管理をお願いします。

剪定前

剪定後

道路への樹木、枝、葉の張り出しにご注意ください！(PDFファイル:1011.8KB)

剪定等作業時の注意事項

- ・高所での作業には十分に安全策での配慮をしてください。
- ・電線や電話線が近くにある場合は、大きな危険を伴いますので、事前に管理をしている電力会社または電話会社に連絡してください。
- ・通行車両・自転車・歩行者の安全確保をしてください。
- ・作業により、道路の通行に支障がある場合は道路維持課へ事前にご連絡ください。

関係法令

道路法

(道路に跨る禁止行為)

第四十三条 何人も道路に關し、左に掲げる行為をしてはならない。

1.あだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

2.あだりに道路に土石、竹木等の物件をたれ積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

道路構造令

(建築限界)

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、標識等を道路に設置する場合、下記のように特定の高さ以上の位置に設置することが道路構造令第12条に定められており、これを「建築限界」といいます。樹木の張り出しも同様に車道の場合は「4.5メートル」、歩道の場合は「2.5メートル」よりも低い場所下部の赤枠部分に入っている部分については、原則剪定・伐除が必要になります。

市道に張り出した樹木の伐採・剪定を！ 郡山市公式ウェブサイト 2/2 ページ

私有地 官民境界 車道 歩道 官民境界

民法

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

第二百三十三条 隣地の竹木の枝が境界線を超えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2.隣地の竹木の根が境界線を超えるときは、その根を切り取ることができる。

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第七百七十二条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2.前項の規定は、竹木の枝根又は支柱に瑕疵がある場合について準用する。

3.前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。よくある質問

交通安全教室の講師を派遣して欲しいのですがどうすればよいでしょうか。料金はかかるのでしょうか。

市道のカーミラーやガードレールなどが壊壊していたり、道路標識が壊壊している場合は、どこに相談したらいいでしょうか。

市道の樹木が倒れていますが、どこに連絡したらいいのでしょうか。

市民交通安全委員会の見舞金支給対象にならない場合があると思いますがどんな場合でしょうか。

市道の道路に電線や標識、標識歩道をつけてほしい場合は、どこに連絡したらいいのでしょうか。

道路占用申請について教えてください。

交通安全教室があった際に給付金がもらえる制度があるみたいなのですが、それはどのような制度ですか？

道路が市道かどうか確認できますか？

敷地から樹木や枝が道路に出ているのですがどうしたらいいのでしょうか？

この記事に関するお問い合わせ先

建設交通部道路維持課

〒963-8601 福島県郡山市第一丁目23-7

電話番号：024-924-2301 ファックス番号：024-931-5243

更新日：2021年07月12日

伐採が必要な部分をイラストでわかりやすく表示

問合せ先、担当部署を明示